

# 平成24年度福島県地域づくり総合支援事業（サポート事業）

## 募集要綱

平成24年2月1日制定

福島県会津地方振興局

### 1 福島県地域づくり総合支援事業（サポート事業）の目的

福島県地域づくり総合支援事業（サポート事業）は、現場主義の精神の下、地方振興局を中心とする出先機関が、地域課題や地域づくりの方向性について、民間団体や市町村等とともに考え、認識を共有し、役割分担と連携を図った上で、最も有効な事業手法を選択し、機動的かつ柔軟に実施していくことにより、住民が主役の個性と魅力ある地域づくりの推進に寄与することを目的としています。

### 2 対象事業

#### 一般枠

民間団体や市町村等が行う広域的な視点に配慮された事業又は先駆的、モデル的な事業であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業であって、地方振興局長が別に定める採択方針に合致する事業とします。

#### 過疎・中山間地域集落等活性化枠

集落等や市町村、協定団体が行う集落等再生事業（単なる維持修繕を除く。）であり、かつ、国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが困難な事業とします。なお、協定団体が行う場合は地域資源の活用を条件とします。

### 3 事業区分

#### 一般枠

#### (1) ソフト事業

広域的な波及効果の大きい人材育成、地域間交流、広報・PR、地域課題に対応した調査研究等の活動事業

#### (2) ハード事業

生活環境の整備及び地域産業、観光、文化、スポーツ・レクリエーション等の振興に必要な施設及び設備の整備事業

補助対象経費：施工管理費、工事請負費、備品購入費

#### 過疎・中山間地域集落等活性化枠

#### (1) ソフト事業

広域的な波及効果の大きい人材育成、地域間交流、広報・PR、地域課題に対応した調査研究等の活動事業

#### (2) ハード事業

生活環境の整備及び地域産業、観光、文化、スポーツ・レクリエーション等の振興に必要な施設及び設備の整備事業

補助対象経費：施工管理費、工事請負費、備品購入費、設計費

#### 4 補助内容

事業の実施主体、対象地域、補助率、補助の期間、補助対象事業費の下限及び補助限度額については、別表1のとおりとします。

なお、会津地方振興局管内において、補助対象となる市町村は別表2のとおりです。また、別表における用語の定義は次のとおりとします。

##### (1) 過疎地域

福島県過疎・中山間地域振興条例(平成17年福島県条例第68号。以下「条例」という。)第2条第3号並びに福島県過疎・中山間地域振興条例第2条第4号の地域を定める規則(平成17年福島県規則第44号。以下「規則」という。)第1号及び第2号で定める地域

##### (2) 特定過疎地域

過疎地域のうち申請年度の前年度における財政力指数が市町村平均の2分の1以下の市町村の区域

##### (3) 中山間地域

条例第2条第1号及び第2号並びに規則第3号で定める地域

##### (4) 特定中山間地域

条例第2条第1号又は第2号で定める地域のうち、全域が公示された市町村で、かつ、申請年度の前年度における財政力指数が市町村平均以下の市町村の区域

##### (5) 地域再生計画に係る事業

地方振興局長が、国から認定された地域再生計画内の「支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組みの内容」に記載された事業又は記載された事業と密接に関連し、当該計画の目的を達成する上で波及効果が大きいと認められる事業のいずれかに該当すると認めた事業

##### (6) 市町村等

市町村、複数市町村で構成する協議会、広域行政事務組合及び一部事務組合

##### (7) 集落等 次のいずれかに該当する団体をいう。

(ア) 市町村における行政区、自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体

(イ) 複数の(ア)で構成する協議会、連合会

(ウ) (ア)と大学や民間団体が連携した事業体、連合体

##### (8) 協定団体 おおむね半数以上が集落等の住民又は集落等の住民とゆかりのある者で構成される団体であって、集落等と協定を結び、かつ、市町村の推薦を受けた次のいずれかに該当する団体をいう。

(ア) 2人以上で組織された公に属さない任意グループ

(イ) 中小企業等協同組合法(昭和24年6月1日号外法律第181号)に規定する企業組合

(ウ) 特定非営利活動促進法(平成10年3月25日号外法律第7号)に規定する特定非営利活動法人

## 5 補助対象経費

次のような経費が対象となります。

### (1) 報償費

・外部から招へいした講師や、指導者、助言者（内部講師等は助成対象外）に支払う謝金、コンクール等の入選者に対する表彰に係る経費

### (2) 事業に主要な役割を果たすと認められる委託料

・内部ではできない高度な作業や制作の委託料で、技術やノウハウが伴う開発や作業など。なお、申請時に見積書（写し）を添付すること。

### (3) 事業に主要な役割を果たすと認められる工事請負費

・土地、工作物等の造成又は製造等に要する経費。なお、申請時に見積書（写し）を添付すること。

### (4) 事業に主要な役割を果たすと認められる備品購入費

・事業に必要な道具や機材の購入費。なお、50万円以上の物品を購入する場合は、申請時に見積書（写し）を添付すること。また、申請者において当該備品を耐用年数以上使用するものとする。

### (5) 旅費

・事業に必要な交通費、遠地における宿泊費など

### (6) 印刷製本費

・事業に必要なチラシやポスターの印刷製本費など

### (7) 通信運搬費

・事業に必要な郵送料、電話通信料など

### (8) 使用料及び賃借料

・会議やワークショップ等の会場施設使用料、臨時に必要となるレンタル費など

### (9) 賃金（必要な期間のみ）

・臨時に雇用される者の賃金（組織で恒常的に発生している人件費は助成対象外）

### (10) その他諸経費

・事業に必要な事務用品や消耗品、写真代、上記費目に該当しない必要経費。食糧費は補助対象外。ただし、イベント等の当日の講師・スタッフ分の弁当等は申請時に認められた範囲内において対象とする。

### (11) その他

・上記の各費目に該当しないその他の経費（人件費や食糧費など助成対象外経費を除く。）

## 6 募集期間

(1) 第1次募集 平成24年2月2日（木）～平成24年2月22日（水）必着

再ヒアリング期間 平成24年2月23日（木）～平成24年2月24日（金）

(2) 第2次募集 平成24年4月16日（月）～平成24年5月9日（水）必着

再ヒアリング期間 平成24年5月10日（木）～平成24年5月11日（金）

- (3) 第3次募集以降 予算額を勘案して、後日決定します。

## 7 補助決定時期

- (1) 第1次募集 平成24年4月1日以降(予定)  
(2) 第2次募集 平成24年6月下旬以降(予定)  
(3) 第3次募集以降 予算額を勘案して、後日決定します。

## 8 提出書類

### 一般枠

#### (1) ソフト事業

- ア 事業計画書 別紙様式1【注1】  
イ 収支予算書 別紙様式2【注1】  
ウ 事業実施要綱(案)、事業スケジュール(案) 任意様式  
エ 団体に関する資料(民間団体のみ提出) 任意様式【注2】  
オ 継続事業で前年度の事業実績報告をまだ行っていないものは、  
申請時点における実績書、成果調書、収支状況報告書

#### (2) ハード事業

- ア 事業計画書 別紙様式1【注1】  
イ 収支予算書 別紙様式2【注1】  
ウ 事業施工位置図  
エ 完成予想図  
オ 平面図  
カ 事業費積算内訳書(設計書又は見積書の写し等)  
キ 工程表  
ク 団体に関する資料(民間団体のみ提出) 任意様式【注2】

【注1】様式(電子ファイル)を会津地方振興局のホームページ(注)からダウンロードすることができます。

(注) <http://www.pref.fukushima.jp/aizu/shinko/>

事業計画書(別紙様式1) Word形式及びPDF形式

収支予算書(別紙様式2) Excel形式及びPDF形式

【注2】「団体に関する資料」とは以下のとおりです。

- ・団体の規約
- ・役員名簿
- ・団体の事業(活動)内容がわかる資料(事業計画書、事業実績書等)
- ・最近の収支予算書及び決算書

【注3】地域再生計画に係る事業については、認定された地域再生計画書も併せて提出願います。

【注4】上記書類の他に必要に応じ、別途資料の提出を求める場合もあります。

過疎・中山間地域集落等活性化枠

ソフト・ハード事業共に上記提出書類に加えて、下記書類を提出してください。

ア 地区概要説明書

イ 集落等再生計画策定概要

【注5】様式（電子ファイル）を会津地方振興局のホームページ（注）からダウンロードすることができます。

（注）<http://www.pref.fukushima.jp/aizu/shinko/>

地区概要説明書 Word 形式及びPDF 形式

集落等再生計画策定概要 Excel 形式及びPDF 形式

## 9 注意事項

(1) 補助の期間は、原則として1年としますが、次のいずれかに該当する場合で、特に必要と認められる事業については、3か年を限度に継続を認めます。

ただし、事業決定は、単年度ごとに行うものであり、次年度以降の事業決定を約束するものではありません。

ア 単年度では完了しない継続事業など、明確な事業計画のある発展的な事業

イ 前年度より補助金依存度が低下するなど、自立に向けた取り組みが明確に認められる事業

ウ 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業

前年度と比べ事業内容が一部ステップアップしている場合でも、事業の主要な部分が同じような内容の事業は継続事業として取り扱います。

(2) 事業執行により財産が取得される場合は、その適正な管理を行い、適正管理が見込めない事業は対象としません。

(3) 民間団体が事業実施主体となる場合は、当該事業と関係のある市町村との協議・調整を行ってください。

また、事業執行にあたっては連携を図ってください。

(4) 原則として報償費、賃金、旅費に伴う宿泊費は別表3の金額以内とします。

(5) 次の場合等については、補助対象外とします。

ア 他に利用できる国、県及びこれらの公社等外郭団体の補助、起債等制度がある場合

イ 個人又は企業が行う事業

ウ 地域振興に関する目的が不明確と認められる事業

エ 営利を目的とした事業や実施主体の営業活動との区別が不明確な事業。ただし、過疎・中山間地域集落等活性化枠に係るものを除く。

オ 事業の主要な部分を他に委託する事業や物品購入費が中心となった事業。ただし、過疎・中山間地域集落等活性化枠に係るものを除く。

カ 他の補助事業に対するかさ上げ補助

キ 市町村等に対する財政援助的補助

ク 既定事業の単なる財源振替補助

ケ 趣旨の不明確な事務費的経費

- コ 物販を行う場合の商品の仕入れにかかる経費
- サ 各種団体及び施設に係る運営費
- シ 団体構成員の人件費
- ス 団体構成員の打合せ会議等に要する飲食費

## 9 申請手続き

申請手続きは、上記8の書類を当局へ直接持参又は郵送（「特定記録郵便」「簡易書留」に限る。）により提出してください。

直接持参の際は、前日までに下記へ電話連絡のうえ来庁願います（ヒアリング時間の調整を行うため）。郵送の場合はこちらから別途ご連絡しますので、連絡先の同封をお願いします。

なお、過疎・中山間地域集落等活性化枠に申請の場合、各市町村地域づくり担当課と連絡調整の上、提出して下さい。

また、必要に応じて再度ヒアリングを実施する場合があります。

### 【提出先】

福島県会津地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課  
（所在地）会津若松市追手町7 - 5 福島県会津若松合同庁舎  
（電話）0242 - 29 - 5292

## 一般枠

補助事業者	民間団体	市町村等
対象地域	・全ての市町村の区域	・過疎地域 ・特定中山間地域 ・地域再生計画に係る事業は、全ての市町村の区域
補助率	・補助対象事業費の2 / 3以内 ただし、特定過疎地域は3 / 4以内  ・過疎地域、特定中山間地域及び地域再生計画に係る事業並びに東日本大震災、新潟・福島豪雨災害及び台風15号災害に伴う復興関連事業(民間団体が行う事業に限る。)については、地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。	同 左
補助の期間	・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。)	同 左
補助対象事業費の下限	・50万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。	同 左
補助限度額	・500万円 ・地域間の交流を目的とする事業については、700万円 ・東日本大震災に伴う新規の復興関連事業(民間団体が行う事業に限る。)について、補助率を10 / 10にした場合は、100万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。	・700万円 ・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。

地域間の交流を目的とする事業とは、補助事業者が、主な事業活動場所となる振興局管内以外の特定の地域や団体と行う事業をいう。

## 過疎・中山間地域集落等活性化枠

補助事業者	集落等	市 町 村	協定団体
対象地域	・過疎・中山間地域	同 左	同 左
補助率	<p>集落等再生事業 ・補助対象事業費の4 / 5以内 ただし、集落等再生計画策定事業で策定した集落等再生計画又は大学生の力を活用した集落等活性化事業で策定した集落活性化計画に基づく事業を実施する場合は、100万円まで10 / 10以内、100万円を超える部分は4 / 5以内</p> <p>集落等再生計画策定事業 ・補助対象事業費の10 / 10以内</p>	同 左 (集落等再生計画策定事業を除く)	集落等再生事業 ・補助対象事業費の2 / 3以内
補助の期間	・原則1年(明確な事業計画のある発展的な事業等については、3か年を限度に継続を認めることができる。)	同 左	同 左
補助対象事業費の下限	<p>・25万円 (集落等再生計画策定事業を除く。)</p> <p>・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを下回ることができる。</p>	同 左	同 左
補助限度額	<p>・500万円(集落等再生事業) ただし、3か年を限度に継続を認める場合であっても営利を目的とした事業に係る補助の累積額は500万円とする。</p> <p>・30万円(集落等再生計画策定事業)</p> <p>・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。</p>	<p>・700万円(集落等再生事業) ただし、3か年を限度に継続を認める場合であっても営利を目的とした事業に係る補助の累積額は500万円とする。</p> <p>・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。</p>	<p>・500万円(集落等再生事業) ただし、3か年を限度に継続を認める場合であっても営利を目的とした事業に係る補助の累積額は500万円とする。</p> <p>・地方振興局長が必要と判断した場合は、これを超えることができる。</p>

平成24年度地域づくり総合支援事業資料

(別表2)

《会津地方振興局》

要領3(1)ア(イ)別表1-1、要領3(1)イ(ウ)別表1-2、要領3(2)イ別表2

(○・□:全部該当、△:一部該当)

No.	市町村	財政力指数	過疎地域		特定過疎地域 (①、②のうち、財政力指数が市町村平均の1/2(0.225)以下)	中山間地域			③ + ④ + ⑤	特定中山間地域 (③、④のうち、全域が該当する市町村で、財政力指数が市町村平均(0.45)以下)	地域再生計画が認定されている市町村	実施主体		
			①過疎地域 (過疎法関係、条例第2条第3号)	②準過疎地域 (市町村振興基金関係、規則第1号及び第2号)		③振興山村地域 (山村振興法関係、条例2条1号)	④特定農山村地域 (特定農山村法関係、条例2条2号)	⑤中間農業地域及び山間農業地域 (農林統計関係、規則第3号)				サポ (一般枠)	県戦略事業 (活性化枠)	
30	会津若松市	0.61				△	△		△		○	可	可	
31	喜多方市	0.37	○			△	△	△(熱塩加納・山形・高橋)	△			可	可	
32	北塩原村	0.28	○			□	□	□	□	□		可	可	
33	西会津町	0.20	○		◎	△	□	□	□	□	○	可	可	
34	磐梯町	0.35	○					□	□			可	可	
35	猪苗代町	0.40	○			△	□	□	□	□	○	可	可	
36	会津坂下町	0.35	○									可	可	
37	湯川村	0.22	○		◎							可	可	
38	柳津町	0.18	○		◎	□	□	□	□	□	○	可	可	
39	三島町	0.12	○		◎	△	□	□	□	□	○	可	可	
40	金山町	0.21	○		◎	□	△	□	□	□	○	可	可	
41	昭和村	0.09	○		◎	□	□	□	□	□		可	可	
42	会津美里町	0.25	○			△	△	□	□		○	可	可	
	県平均	0.45	12	0	12	13	10	10	10	11	13	7	13	13

※地域指定状況の詳細については、別紙「新旧市町村別地域指定等状況」とおり

福島県地域づくり総合支援事業実施要領2 (定義)

ア 過疎地域

福島県過疎・中山間地域振興条例(平成17年福島県条例第68号。以下「条例」という。)第2条第3号並びに福島県過疎・中山間地域振興条例第2条第4号の地域を定める規則(平成17年福島県規則第44号。以下「規則」という。)第1号及び第2号で定める地域をいう。

イ 特定過疎地域

過疎地域のうち申請年度の前年度における財政力指数が市町村平均の2分の1以下の市町村の区域をいう。

ウ 中山間地域(□=全域、△=一部)

条例第2条第1号及び第2号並びに規則第3号で定める地域をいう。

エ 特定中山間地域

条例第2条第1号又は第2号で定める地域のうち、全域が公示された市町村で、かつ、申請年度の前年度における財政力指数が市町村平均以下の市町村の区域をいう。

オ 地域再生計画に係る事業

地方振興局長が、国から認定された地域再生計画内の「支援措置を受けて実施し又は実施を促進しようとする取組みの内容」に記載された事業又は記載された事業と密接に関連し、当該計画の目的を達成する上で波及効果が大いいと認められる事業のいずれかに該当すると認めた事業をいう。

(別表3)

### 1 報償費

区分		単位	単価
附属機関の委員(注1)		1日	8,800円以内
講習会等	大学教授級(県外)	1回	28,100円以内
	大学教授級(県内)		17,900円以内
	その他		9,300円以内

(注1) 県の審議会や懇談会の委員に対する謝礼単価

### 2 賃金

区分	単位	単価
臨時事務(技術)補助員	1日	6,900円以内
臨時技能(労務)補助員		6,500円以内
学生アルバイト		5,270円以内

### 3 宿泊料

1泊
11,800円以内